

補助金等交付財産の財産処分に係る事前協議の徹底について

都の補助事業等により取得し、又は効用を増加した財産については、下記のような行為が制限されます。これらの行為を行うためには、原則としてあらかじめ知事の承認を受ける必要があります。

承認を受けずに処分等を行った場合、補助金交付の条件に違反し、交付決定の取消事由に該当する場合があります。

承認の手続きには一定の期間^(注1)が必要となるため、下記の行為に該当する恐れがある場合、承認までの十分な期間を見込んだうえで、必ず事前相談を行うようお願いいたします。

記

1 制限される行為例

- (1) 転用
- (2) 譲渡
- (3) 交換
- (4) 貸付
- (5) 取壊し
- (6) 廃棄
- (7) 担保に供する処分（抵当権の設定等）

2 その他

国庫補助金においても、同様の制限があります。都の補助金に関わらず、財産処分の恐れがある場合、必ず事前相談を行ってください。

(注1)

おおむね3か月程度です。事案によっては、これ以上の期間が必要となります。